

「インターネット安全教室の運營業務」に関する Q&A

最終更新日 2020 年 3 月 27 日

独立行政法人情報処理推進機構

【Q1】	入札説明書 P.3 「6.入札書等の提出方法及び提出期限等」(6)提出後②のヒアリングの実施について、ヒアリングには何名程度まで参加可能か。
【A1】	数名程度であれば問題ありません。
【Q2】	入札説明書 P.15「3.1 主な業務」(1)事務局業務 に記載の「全国の関連組織と協力連携」について、関連組織の方に講師としてご協力いただくことはできるか。
【A2】	関連組織との調整ができ、インターネット安全教室の教材を使用することができるのであれば、開催することは可能です。
【Q3】	入札説明書 P.15「3.1 主な業務」(1)事務局業務 に記載の「全国の関連組織と協力連携」について、既存の関連組織の数はどの程度か。
【A3】	既存の関連組織については P.15 に記載の IPA の web ページ(https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/group.html)をご確認ください。ただし、web ページは 2019 年度の情報であり、記載しているすべての団体が、2020 年度の事業について協力することを約束しているものではありません。
【Q4】	入札説明書 P.15「3.1 主な業務」(1)事務局業務 に記載の「全国の関連組織と協力連携」について、各経済産業局への窓口を紹介してもらえるということか。
【A4】	あくまでブロック分けのみであり、紹介及び協力が前提ではありません。
【Q5】	入札説明書 P.16「4.1 事務局設置」について、事業における主催・共催の記載があるが、関連組織はどの位置付けになるか。
【A5】	受託後に IPA と調整をお願いいたします。
【Q6】	入札説明書 P.17「4.2 安全教室の運営」に記載の「講師の選定」について、何をもちふさわしい講師とするのかの基準はあるか。
【A6】	どういった講師を想定するかを含めてご提案ください。
【Q7】	入札説明書 P.18 「4.2 安全教室の運営」における「講師の手配」について、「教育関係者等向け安全教室」を受講した人が「ホームユーザー向け安全教室」の講師となることはあり得るか。
【A7】	あり得ると考えます。
【Q8】	入札説明書 P.18 「4.2 安全教室の運営」(2)ホームユーザー向け安全教室の運営 において、「シニアも含めたホームユーザー」という記載があるが、ここでいうホームユーザーは具体的にはどの層を想定しているか。
【A8】	一般国民全体が対象ではありますが、「教育関係者等向け安全教室」の 2 次波及の効果として児童・生徒・学生への指導を期待しているので、「ホームユーザー向け安全教室」ではそれ以外の層を中心に実施することを想定しています。

【Q9】	入札説明書 P.3「12. 支払の条件」について、支払請求書における分割検収は可能か。
【A9】	検収は入札説明書 P.20「7. 納入関連」に記載の、納入物件の納入を受けて実施するものとなります。本件については記載の通り、1 回のみでの納入となりますので、検収及び支払の分割を行うことはできません。

【Q10】	入札説明書 P.17「4.2 安全教室の運営」に記載の、2019 年度に IPA が製作した安全教室の教材等について、構成や映像の使い方などを変更することは可能か。
【A10】	はい、可能です。必要に応じスライドの追加等も可能となります。教材を活用した独自の工夫を行った講義内容をご提案ください。

【Q11】	入札説明書 P.18「4.2 安全教室の運営」(3)安全教室の事前準備 において、会場及び設備の費用は落札業者と各地の関連組織のどちらが負担していたか。両方の場合、どの程度の割合か。
【A11】	会場及び設備の費用は、基本的に落札業者の負担での準備を想定しています。過年度においては、関連組織の所有する会議室や研修室を借りて開催した実績もありますが、関連組織のご厚意によるものであるため、2020 年度も同様の状況を見込めるものではありません。また過年度に共催した関連組織が 2020 年度もご協力可能かは、状況により変化するため、割合については非公表とします。安全教室の開催に当たっては、開催場所、関連組織と協力連携する方法も含め、実現性のある有意義な内容をご提案ください。

【Q12】	入札説明書 P.19 「4.3 実施報告書の作成」について、昨年度までの事業で、二次啓発した実績をどれくらい把握しているか。
【A12】	昨年度までの事業では、二次啓発の実績については調査しておりません。

【Q13】	今般の新型コロナウイルスの感染防止拡大の措置の進展によって、教室が開催できないおそれがある。契約後、開催不全もしくは一部の地域等で開催不全となった場合、どのような対応になるか。
【A13】	今般の新型コロナウイルスの感染防止拡大の措置の進展状況がどのようになるか不明なため、一概には言えませんが、基本的には仕様書通りの実施を目指します。やむを得ず開催回数の縮小や開催不全と IPA が判断した場合、入札説明書 P.7「Ⅱ 契約書」第 12 条に基づき、仕様書及び契約金額を見直したうえで契約変更を行うと想定されます。